

第8回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要

2025年6月27日開催

2025年6月30日

第8回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）では、現時点でのWGの審議の内容を中間整理として取りまとめた「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理（案）」（以下「中間論点整理案」という）及び「サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ（案）」（以下「ロードマップ案」という）が事務局より示され、委員より概ね賛同する意見が示されました。

中間論点整理案及びロードマップ案

■中間論点整理案及びロードマップ案（以下「中間論点整理案等」という）の検討状況

WGでは、2024年3月以降、8回にわたり、有価証券報告書においてサステナビリティ基準委員会が公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）に準拠した情報開示を求めること、当該情報に関する第三者保証制度を導入することなどについて、審議を重ねてきました。また、第三者保証に関する専門的な論点については、別途、WGの下にサステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（以下「専門グループ」という）を設け、2025年2月以降4回の審議を行ってきました。

中間論点整理案等は、有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用と第三者保証制度の導入に向けて、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から、現時点におけるWGの議論の状況を整理したものです（図表1、図表3参照）。

なお引き続き検討を続けるべき事項が残されているものの、SSBJ基準の適用開始時期、第三者保証制度の導入時期や当初の保証範囲など大きな方向性については、これまでの審議の結果、委員の賛同が得られたとして、事務局より中間論点整理案が取りまとめられ、第8回WGにおいて検討されたものです。一方で、ロードマップ案、二段階開示、保証の範囲、保証の担い手などの個別の論点については、これまでのWGの審議と同様に様々な意見が第8回WGにおいても委員から示されました。そのため、WGにおいて未だ賛同を得られていない論点については、引き続き検討を行っていくことが予定されています（図表15参照）。

今後の進め方として、座長より、残った論点は何かということも含めた現在の議論の状況を、できるだけ早期に公表することが必要と考えられること、また、中間論点整理案等について、全体としては賛同が得られたと思われることから、これを基本線としつつ、第8回WGでの委員からの指摘等を踏まえ、座長が修正を検討し、その結果について委員の了解を得た後に正式に中間論点整理として公表する旨、また、これを金融審議会の総会において報告予定である旨が示されました。

WGにおいて委員の賛同が得られた事項については、金融庁においてSSBJ基準を法令上の枠組みの中で位置付けた上で、SSBJ基準に基づく開示を義務付けるなど、今後関係者において必要な取組みを進めていくことが期待されます。

■中間論点整理案の概要

中間論点整理案の構成は、以下のとおりです（図表 1 参照）。

図表1 中間論点整理案の概要

はじめに..... 1

I. サステナビリティ情報の開示..... 2

1. 我が国におけるサステナビリティ情報開示の状況..... 2

2. サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国際的な動向..... 2

(1) サステナビリティ情報の開示..... 2

(2) サステナビリティ情報の保証..... 3

3. 我が国におけるサステナビリティ開示基準..... 3

4. 我が国における SSBJ 基準の適用と保証制度の導入に向けたロードマップ..... 4

(1) 適用対象企業..... 4

(2) 適用開始時期..... 5

(3) 具体的なロードマップ..... 6

(4) 経過措置としての二段階開示..... 8

5. SSBJ 基準の導入に伴う環境整備..... 10

(1) 有価証券報告書の提出期限の延長..... 10

(2) 海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示..... 10

(3) SSBJ 基準の適用状況等の開示..... 12

(4) 見積り情報の訂正の可否の考え方..... 13

(5) 開示例の収集・公表..... 14

(6) EDINET タクソノミの開発の方向性..... 14

6. 有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方..... 15

(1) セーフハーバーの整備..... 15

(2) 虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化に関するその他の制度整備..... 17

II. サステナビリティ情報の保証..... 19

1. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の信頼性確保の必要性..... 19

2. 第三者保証制度の導入に向けた検討..... 19

(1) 保証の範囲..... 19

(2) 保証の水準..... 20

(3) 保証の担い手..... 20

おわりに..... 23

参考：金融庁ウェブサイト 第 8 回WG [資料 1 中間論点整理（案）](#) (2025年6月27日)

中間論点整理案等で方向性が示されたサステナビリティ情報開示に関する主な論点

中間論点整理案等では、概ね委員の賛同が得られた主な論点について、以下のような方向性が示されています（図表2～13参照）。

■SSBJ基準の適用対象企業と適用開始時期及び保証制度の導入時期（中間論点整理案 I . 3 及び I . 4(1)(2)(3)）

これまでのWGにおいて、有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示基準や、SSBJ基準の適用対象企業、適用開始時期、具体的なロードマップについて議論されました。これらを踏まえて中間論点整理案では、以下のような方向性が示されています。

図表 2 SSBJ基準の適用と保証制度の導入

論 点	中間論点整理案での方向性
有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示基準	● 国際的なベースラインとなるISSB基準と機能的に同等な基準を有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準とすることが適当であるとの観点から、SSBJ基準を金融商品取引法令に取り込み、有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けることが適当である。

2

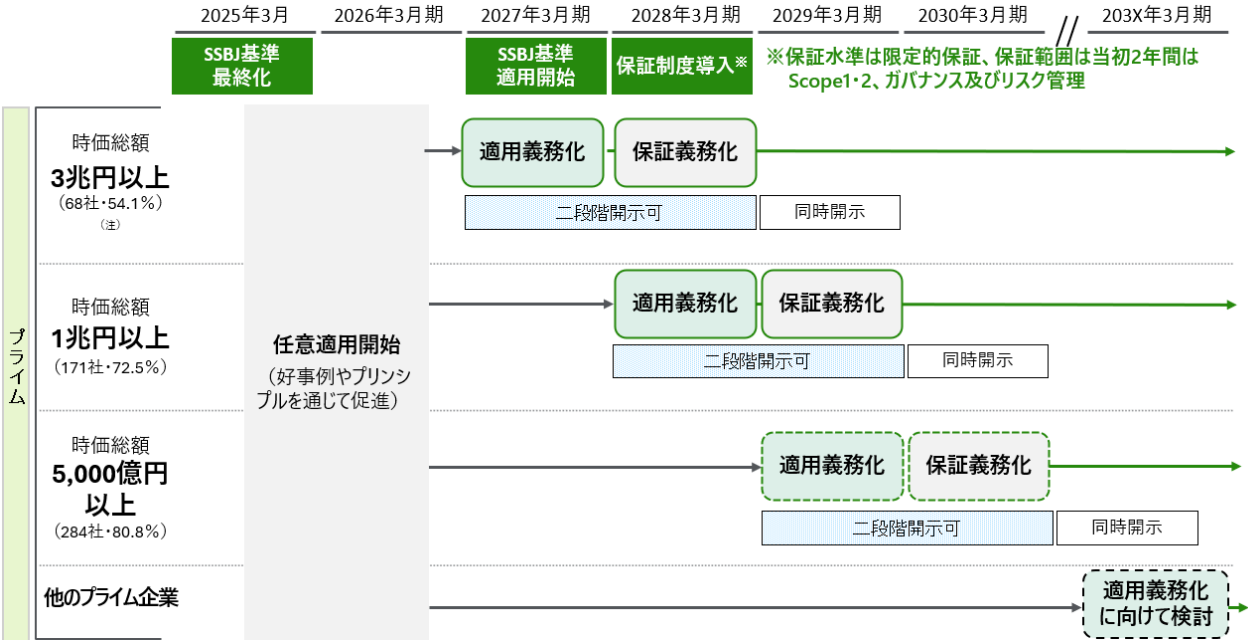
論 点	中間論点整理案での方向性
SSBJ基準の適用対象企業と適用開始時期及び保証制度の導入時期	● プライム市場上場企業について、時価総額に応じて段階的にSSBJ基準を適用する。 ● SSBJ基準の適用開始時期は、以下を基本とすることが適当である（図表3参照）。 - i 時価総額3兆円以上の企業については2027年3月期から - ii 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業については2028年3月期から - iii 時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業については2029年3月期から ただし、iiiの適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応し、本年中を目途に当WGで結論を出すことが適当である（図表15参照）。 ● 保証制度の導入時期は、それぞれ、SSBJ基準の適用開始時期の翌期からとする。 ● 時価総額5,000億円未満のプライム市場上場企業へのSSBJ基準の適用と第三者保証制度の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討し、数年後を目途に結論を出すことが適当である（図表15参照）。 ● 時価総額の算定方法については、ISSBの「法域ガイド」の考え方（流通市場における株式時価総額の過去5年間の平均によって判断する）を参考にしつつ、金融庁において検討を進めていくべきである（図表15参照）。 ● 最近のEUにおける動向（欧州委員会が提出したオムニバス法案など）は、我が国のSSBJ基準の適用・保証制度の導入に係るロードマップに影響を与えるものではないと考えられる。

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料1 中間論点整理（案）](#) (2025年6月27日)

■具体的なロードマップ（中間論点整理案Ⅰ.4(3)及びロードマップ案）

これまでのWGにおいて、SSBJ基準の適用対象企業、適用開始時期、具体的なロードマップについても議論されました。これらを踏まえて中間論点整理案の提案とあわせて、以下のようなロードマップ案が示されています。

図表3 サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案



（注） 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月末時点の情報から作成）
実際は適用となる期の直前までの5事業年度末の平均値を用いる

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料2 ロードマップ案](#) (2025年6月27日)

委員からは、時価総額 1 兆円以上の企業の適用時期を明確にしたことについて高く評価する意見や、5,000億円以上の企業についても適用時期を早期に検討して欲しい、という意見も示されました。

■経過措置としての二段階開示（中間論点整理案Ⅰ. 4(4)）

これまでのWGにおいて、法令上の経過措置として、二段階開示を導入するとの方針の下、その具体的な方法と適用期間について議論が行われました。これらを踏まえて中間論点整理案では、以下のような方向性が示されています。

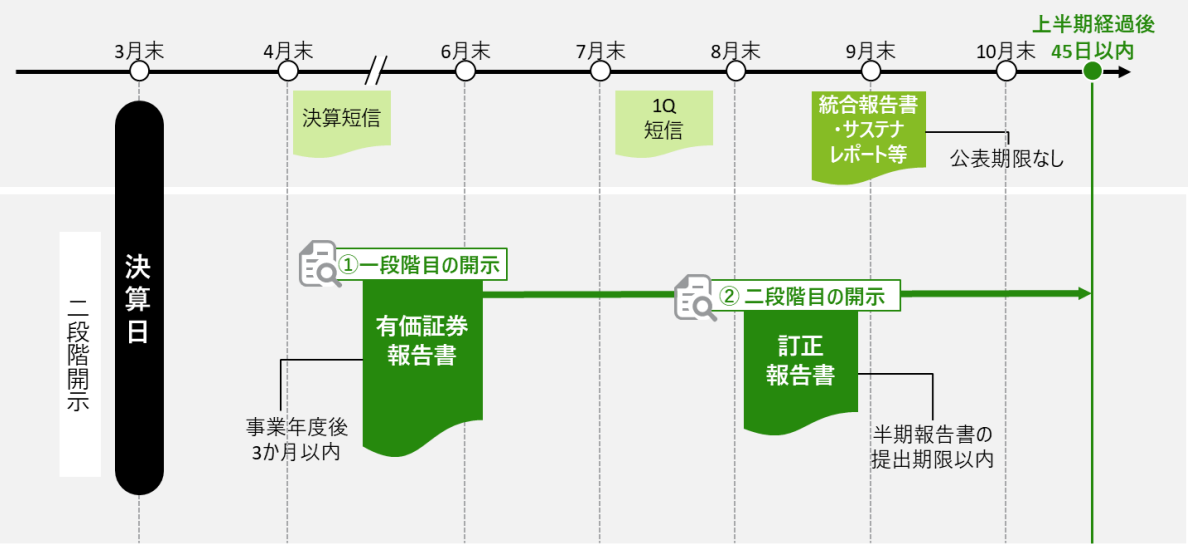
図表4 法令上の経過措置としての二段階開示

論 点	中間論点整理案での方向性
二段階開示の方法	● ISSB基準において適用初年度の経過措置として認められている二段階開示（本来年次報告書に記載すべきサステナビリティ関連財務開示の報告を、翌期の期中報告と同じタイミングで行うこと）を、我が国においても法令上の経過措置として導入する（図表5参照）。 ● 二段階目の開示の媒体は、半期報告書もしくは訂正報告書を利用することが考えられるが、訂正報告書を利用する方が、中間会計期間における事項を記載事項とする半期報告書とするよりも、制度的な整合性が確保でき、適当である。 ● 訂正報告書には提出期限がないことから、長期間にわたり提出されないというデメリットも観念し得るが、投資者に早期に情報開示を行う観点からは、必ずしも半期報告書の提出期限まで待つ必要はなく、「半期報告書の提出期限までに」訂正報告書により二段階目の開示を行うことが適当である。 ● 二段階開示を行う際、既に制度上定められている記載事項（有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」や「従業員の状況」の項目においてサステナビリティ情報の開示が求められているところ）は、一段階目の有価証券報告書において引き続き開示されるべきであり、二段階目の訂正報告書においてSSBJ基準に基づく情報開示を一括して行うことが適当である。
二段階開示の適用期間	● SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年の第三者保証の導入初年度の2年間は、新たな制度に対応するための準備期間と捉え、二段階開示の適用期間を当該2年間とすることが適当である。

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料1 中間論点整理（案）](#)（2025年6月27日）

委員からは、二段階開示の開示媒体として訂正報告書を利用すると記載されているが、これまでのWGの議論では明確な方向性は出ていなかったのではないか、という意見も示されました。

図表5 二段階開示のイメージ図



参考：金融庁ウェブサイト 第4回WG [事務局説明資料](#)（2024年10月10日）P.3

■有価証券報告書の提出期限の延長（中間論点整理案Ⅰ.5(1)）

現行制度上の有価証券報告書の提出期限は、事業年度経過後3月以内とされています。今後、財務諸表監査に加えてサステナビリティ情報の第三者保証への対応が必要になることを踏まえれば、諸外国の年次報告書の公表期限を参考に、有価証券報告書の提出期限を事業年度経過後3月以内から4月以内に延長することが考えられます。この点についてこれまでのWGにおいて検討され、委員から様々な意見が示されました。中間論点整理案では、本年中を目途に当WGで結論を出すことが適当であるとの方向性が示されています（図表6参照）。

図表6 有価証券報告書の提出期限の延長

論 点	中間論点整理案での方向性
有価証券報告書の提出期限の延長	有価証券報告書の提出期限の延長については、本年中を目途に当WGで結論を出すことが適当である（図表15参照）。

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料1 中間論点整理（案）](#) (2025年6月27日)

■海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示（中間論点整理案Ⅰ.5(2)）

これまでのWGにおいて、EUにおける企業サステナビリティ開示指令（以下「CSRD」という）に基づき、我が国企業が海外でサステナビリティ情報の開示を行った場合の、我が国における情報開示のあり方について、情報開示自体の可否をはじめ、開示内容、開示の要件等について議論されました。これらを踏まえて、中間論点整理案では、以下のような方向性が示されています（図表7参照）。

図表7 海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示

論 点	中間論点整理案での方向性
海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示	臨時報告書の提出義務者 SSBJ 基準の導入後は、有価証券報告書をもって我が国の投資者に対する必要な情報開示が行われることになるため、有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠した開示を行っていない者とすることが適当である。 提出事由 連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合とすることが適当である。臨時報告書での開示をSSBJ基準に基づく我が国での情報開示に代わり得るものと捉えれば、SSBJ基準と同様に連結ベースでの開示が海外で行われた場合に開示を求めることが合理的であるためである。 開示内容 - 海外のサステナビリティ開示基準に基づき連結ベースでの開示を行った旨 - 開示を行っている場所（ウェブサイトへのURL等） - 保証を受けている場合にはその旨 - 保証業務の提供者の名称 CSRDに基づく免除を受けるための保証業務提供者のオーソリゼーション（告示指定制度）の検討 かかる制度枠組の可否やその具体的内容については、企業のニーズ等の観点から必要性を見極めた上で、金融庁において検討を進めていくべきである（図表15参照）。

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料1 中間論点整理（案）](#) (2025年6月27日)

委員からは、日本の開示の水準が海外と同等になることが必ずしも担保されているわけではないがこのままで良いのか、という意見や、企業負担のバランスを考慮し臨時報告書での開示を求める企業の範囲を狭めているが、そこまで企業負担が生じるのか、日本の投資家が海外の投資家に比べて得られる情報が少ないという状況が生じないよう配慮いただきたい、という意見、臨時報告書による開示は、臨時報告書の趣旨に沿っているのか、などという意見も示されました。

■SSBJ基準の適用状況等の開示（中間論点整理案Ⅰ.5(3)）

SSBJ基準に準拠した開示を行う企業の中には、法令上定められた時期にSSBJ基準を適用する企業、前倒しで適用する企業といった区分のほか、経過措置としての二段階開示を適用する企業と適用しない企業といった区分も考えられます。また、第三者保証付きかどうかといった観点からの区分や、SSBJ基準の適用が義務付けられない企業（例えば、スタンダード市場上場企業）が任意に適用するという例も考えられます。企業によって有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用状況がこのように異なるため、これまでのWGにおいて、投資者に混乱が生じないようにするべきとの議論がありました。これらを踏まえて、中間論点整理案では、各企業のステータスの開示を求めることが適当であるとの方向性が示されています（図表8参照）。

また、これに関連してこれまでのWGにおいて、「任意適用」「部分適用」「任意開示」といった用語の整理についての議論が行われ、中間論点整理案では、以下のような方向性が示されています（図表8、図表9参照）。

図表8 SSBJ基準の適用状況等の開示

論 点	中間論点整理案での方向性
SSBJ基準の適用状況等の開示	● 各企業のステータスの開示 投資者の理解の向上に資するよう、有価証券報告書において、SSBJ基準、経過措置及び第三者保証のそれぞれの適用状況といった、各企業のステータスの開示を求めることが適当である。
有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理	● SSBJ基準では、全ての定めに準拠していなければ準拠表明はできないとされていることを踏まえ、SSBJ基準の定め全ての準拠した開示のうち、有価証券報告書において行われる開示を「適用」と表現することが適当である。 ● 「適用」は以下の三つに区分されるものとする。 ➢ 「強制適用」 SSBJ基準の適用対象企業が、SSBJ基準に基づく開示を法令上定められた時期に行う。 ➢ 「早期適用」 SSBJ基準の適用対象企業が、法令上定められた時期より早期に開示を行う。 ➢ 「任意適用」 SSBJ基準の適用対象外企業がSSBJ基準に基づいて開示を行う。 ● 統合報告書等の任意開示書類においてSSBJ基準の全ての定めに準拠して開示を行うことについては、「任意開示」と表現することが適当である。

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料1 中間論点整理（案）](#)（2025年6月27日）

図表9 用語の定義

	開示媒体	適用／適用外企業の別	開示時期	SSBJ基準との関係
強制適用	有価証券報告書	適用対象企業（注1）	法令上の適用時期	全ての定めに準拠
早期適用			法令上の適用時期より早期	
任意適用		適用対象外企業（注2）	－	部分的に基準を参照
任意開示	統合報告書等	－	－	
		－	－	全ての定めに準拠／部分的に基準を参照

（注1）時価総額5,000億円以上のプライム上場企業
（注2）時価総額5,000億円未満のプライム上場企業、スタンダード上場企業

参考：金融庁ウェブサイト 第7回WG [事務局説明資料](#)（2025年6月5日）P.24

■見積み情報の訂正の要否の考え方（中間論点整理案Ⅰ.5(4)）

SSBJ基準において開示が求められる数値は、対象数値を直接モニタリングする方法で行う直接測定のほか、合理的な方法による見積みを使用した測定も認められています。例えば、GHG排出量の見積みは、「活動量」×「排出係数」×「地球温暖化係数」の算式によって算出されるものとされていますが、事業年度のうち一部の期間の「活動量」の測定を概算で行うことも想定されます。

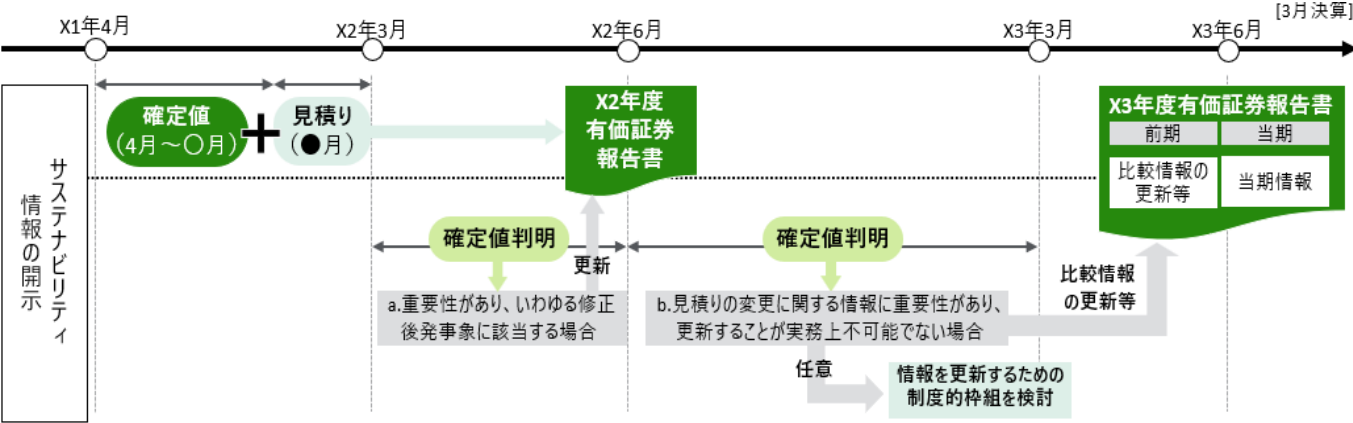
これまでのWGにおいて、かかる概算部分の確定値が有価証券報告書の提出後に判明したときに、当該有価証券報告書の訂正報告書の提出を要するかどうかについて議論が行われました。これらを踏まえて、中間論点整理案では、以下のような方向性が示されています（図表10参照）。

図表10 見積み情報の訂正の要否の考え方

論 点	中間論点整理案での方向性
見積み情報の訂正の要否の考え方	● 見積み情報の訂正についての基本的な考え方 ➢ 金融商品取引法上の訂正報告書は、有価証券報告書提出会社が訂正を必要とするものと認めたときに提出するとされており、その提出の要否は、一般に、事業年度末又は有価証券報告書の提出日時点の状況について判断される。 ➢ 当該時点以降の事情の変更は、訂正事由とはならないものと解されていることを踏まえると、訂正報告書の提出が必要となるわけではない。 ● 他方で、WGにおいて次年度に提出する有価証券報告書を待たずに、早期に確定値の更新を行いたいという企業側のニーズもあり得ることから、事業環境の大幅な変化があった場合など概算値と確定値との差が大きくなるような場合には、これを自主的に開示できるような枠組を検討するべきではないかとの意見があった。 ● 見積み情報の訂正の開示の媒体については、WGにおける意見を踏まえ、金融庁において、半期報告書等を利用した自主的な開示の枠組を検討するべきである（図表11、15参照）。 ● 上記の整理は、見積み情報が正確である場合を前提としたものであり、正確でない見積み情報は、誤謬に該当し、重要性に応じて、有価証券報告書の訂正報告書が必要となることも考えられる。

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料1 中間論点整理（案）](#)（2025年6月27日）

図表11 見積りの更新に係る検討



参考：金融庁ウェブサイト 第7回WG [事務局説明資料](#)（2025年6月5日） P.18

■開示例の収集・公表（中間論点整理案Ⅰ.5(5)）

これまでのWGにおいて、サステナビリティ開示基準に基づく開示の先行事例であるEU企業の開示例が紹介され、議論が行われました。EUでは時価総額3兆円以上に相当する上場企業の多くが、事業年度経過後3月以内に第三者の保証付きでCSRDに基づく情報開示を実施しているため、日本企業がSSBJ基準に基づく開示を行う上でも参考になるとして具体的な事例が事務局より紹介されたものです。これらを踏まえて、中間論点整理案では、以下のような方向性が示されています（[図表12](#)参照）。

■EDINETタクソミの開発の方向性（中間論点整理案Ⅰ.5(6)）

金融商品取引法上、有価証券報告書等の開示書類の提出者は、開示用電子情報処理組織（EDINET）により開示書類を提出する必要があるとされています。提出する開示書類のファイルは、利用者の「開示書類の二次利用性の向上」、「検索機能等の向上」等を目的として、XBRLの「タクソミ」（電子的タグの集合）を基にタグ付けされた形式によることとされています。また、タクソミは、例年、金融庁により更新されています。これまでのWGにおいて、有価証券報告書にSSBJ基準が導入されることを見据えた今後のタクソミの開発の方向性について議論が行われました。これらを踏まえて、中間論点整理案では、以下のような方向性が示されています（[図表12](#)参照）。

図表12 開示例の収集・公表及びEDINETタクソミの開発の方向性

論 点	中間論点整理案での方向性
開示例の収集・公表	- 引き続き、諸外国における開示例を紹介していくことは、我が国企業がSSBJ基準に基づく開示を行っていく上で具体的な開示のイメージや目線を提供するものとして、極めて有益であると考えられる。 - 今後、金融庁において、2027年3月期からSSBJ基準の適用が開始される予定の時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業の開示から好事例を収集し、公表していくことは、2028年3月期、2029年3月期から開示が予定される企業にとっても参考になるとともに、時価総額5,000億円未満のプライム市場上場企業やスタンダード市場等に上場する企業の任意適用の拡大にも寄与し、ひいては我が国資本市場全体のサステナビリティ情報開示の底上げにもつながるものと考えられる。
EDINETタクソミの開発の方向性	IFRSサステナビリティ開示タクソミを取り込むことをベースに開発しつつ、我が国独自の開示事項については、金融庁独自のタクソミを開発する。

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料1 中間論点整理（案）](#)（2025年6月27日）

■有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方 セーフハーバーの整備（中間論点整理案Ⅰ.6(1)）

SSBJ基準により開示が求められるサステナビリティ情報は、財務情報と比較すると、相対的に不確実性が高いという特性があると考えられます。この点、法定開示書類である有価証券報告書には、重要な事項について虚偽の記載があった場合や開示すべき重要な事項の記載が欠けているなどの場合には、その態様に応じて損害賠償責任の特則、課徴金納付命令、罰則といった規定の適用があることから、企業としては、結果的に虚偽記載等の責任を問われることを恐れるあまり、有価証券報告書での積極的な情報開示を避けようとするのが懸念されます。この場合、投資判断に有用な情報を提供するべき有価証券報告書の開示内容が、横並びで、定型的なものになってしまう可能性があります。

こうした背景を踏まえ、これまでのWGにおいて、有価証券報告書での開示の充実と虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化のための環境整備として、虚偽記載等に対する責任のあり方、いわゆるセーフハーバーの導入について議論が行われました。これらを踏まえて中間論点整理案では、セーフハーバーの整備について以下のような方向性が示されています（[図表13](#)参照）。

■有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方 その他の制度整備（中間論点整理案Ⅰ.6(2)）

金融商品取引法上、上場会社等は、有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを代表者及び最高財務責任者が確認した旨を記載した確認書を、有価証券報告書と併せて提出・開示する必要があります。

これまでのWGにおいて、経営者等の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、経営者等が、有価証券報告書を作成し、開示するための手続を整備していること、その実効性を確認していることを確認書の記載事項として追加することや、有価証券報告書に新たな記載を求めることについて議論が行われました。これらを踏まえて、中間論点整理案では、虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化に関するその他の制度整備について、以下のような方向性が示されています（[図表13](#)参照）。

図表13 有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方

論 点	中間論点整理案での方向性
セーフハーバーの整備	● 現状の「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン」という。）では、有価証券報告書の「事業の状況等」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないとしている。 ● 他方、Scope 3 GHG排出量に関する情報については、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められるといった特性があることを踏まえ、現行の開示ガイドラインを参考に、まずは、Scope 3 GHG 排出量の虚偽記載等のセーフハーバーを整備することについてWGで賛同が得られた。 ● 具体的には、開示ガイドラインの改正により、仮にScope 3 GHG排出量に関する定量情報が事後的に誤りであったことが判明したとしても、以下の場合には、虚偽記載等の責任を負わないとすることが適当であり、まずはこの方針を踏まえて開示ガイドラインの改正に取り組むことが適当である。 ➢ 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、 ➢ その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合 ● セーフハーバーの内容、適用要件、適用範囲、効果といった各論点について、法律改正も視野に入れて、引き続き検討していくことが望ましいとの方向性が確認された。 ● 2025年6月25日に開催された第55回金融審議会総会において、今夏以降に新設されるディスクロージャーワーキング・グループにおいてセーフハーバーの議論を行う（図表15参照）こととされた。
虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化に関するその他の制度整備	● 経営者等の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、経営者等が、有価証券報告書を作成し、開示するための手続を整備していること、その実効性を確認していることを確認書の記載事項として追加することについて議論が行われた。 ● 本論点については、上記の「セーフハーバーの整備」の論点と密接に関連することから、当該論点と併せて、引き続き検討していくことが望ましいと考えられ、今夏以降に新設されるディスクロージャーワーキング・グループにおいて議論することが考えられる（図表15参照）。

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料1 中間論点整理（案）](#) (2025年6月27日)

委員からは、制度整備の方向性については異論ないが、米国SEC規則案と同程度の要件の緩和等を求める意見もこれまでのWGで複数あったと認識しており、両論併記、あるいはそのような意見があったことも、中間論点整理の注記等で記載することを検討いただきたい、との意見も示されました。

中間論点整理案等で方向性が示されたサステナビリティ情報の保証に関する主な論点

■保証範囲、保証の水準、保証の担い手（中間論点整理案Ⅱ.2(1)(2)(3)）

第三者保証制度導入の検討に当たっては、保証の範囲、保証の水準、保証の担い手など大きな方向性に関わるものは本WGで議論し、専門的な知見が必要な担い手の登録要件、義務・責任、保証基準及び倫理・独立性基準のあり方、自主規制機関の役割などについては、専門グループを設置して議論することとされました。

これまでのWGにおいてサステナビリティ情報の信頼性を確保するための第三者保証の範囲、保証の水準や担い手などについて議論されました。また、専門グループにおける議論の状況及び第三者保証の範囲、水準、担い手に関する専門グループの意見について、第7回WGで報告を受けました。これらを踏まえて中間論点整理案では、以下のような方向性が示されています（[図表14](#)参照）。

図表14 第三者保証制度の導入

論 点	中間論点整理案の方向性
保証の範囲	● 保証制度の適用開始時期から2年間は、SSBJ基準に基づくサステナビリティ関連財務開示のうち、Scope 1 及びScope 2 のGHG 排出量に関する情報、ガバナンス並びにリスク管理に対する保証を義務付けることとし、3年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当である（図表15参照）。
保証の水準	● 一般的に、サステナビリティ情報に対する保証の水準については、限定的保証と合理的保証があるが、企業に過度な負担を課すことなく、第三者保証制度を円滑に導入するためには、保証の水準は限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わないことが適当である。
保証の担い手	● 保証の担い手については、監査法人以外の者も保証を提供できるような制度を構築することが考えられる。 ● ただし、第三者保証に係る制度設計を行うに当たっては、その属性にかかわらず、同一の法規制上の責任等が求められるようにするべきであり、また、国際的にも認められる水準の品質管理や職業倫理が確保されるべきである。 ● 当WGでは、保証業務の担い手については、その属性にかかわらず、新たな登録制度の下で登録を受けた保証業務実施者とし、その者が必要に応じて、外部専門家を活用するといった方向性の下で、専門グループに対し、保証業務実施者に関する規律につき詳細な議論を行うことを委ねた。 ● 専門グループにおける検討においては、保証業務の担い手について、企業や情報利用者のニーズ、海外動向などを踏まえ、以下のような意見があった。 ➢ 監査法人に限定すべきでない ➢ 監査法人に限定すべき ➢ その他（まずは監査法人からスタートし、適切なタイミングでそれ以外の者への拡大を図ることが、効果的かつ現実的等） ● 以上のように保証の担い手は、登録要件や自主規制機関を始めとする保証の規律のあり方全体に大きく関わるものであるため、専門グループで議論された内容を考慮の上、当WGにおいて、引き続き柔軟に対応し、本年中を目途に当WGで結論を出すことが適当である（図表15参照）。

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料1 中間論点整理（案）](#) (2025年6月27日)

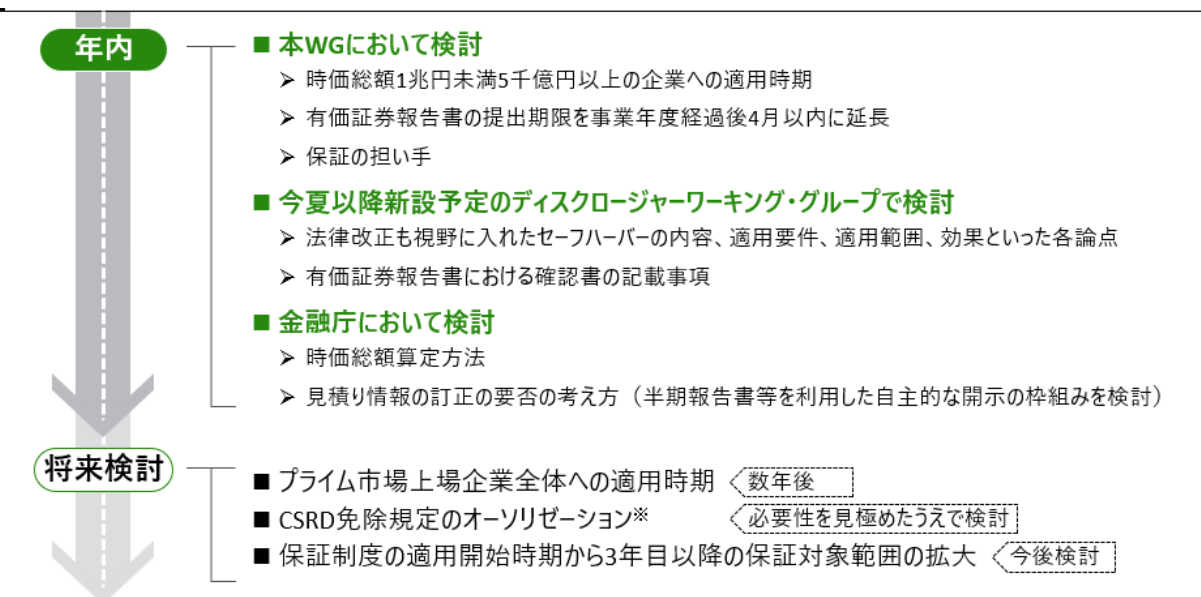
委員からは、中間論点整理案は保証に関する記載が少ないのではないか、といった意見や、第7回WGで報告された専門グループの議論が十分に反映されていないので記載してはどうか、といった意見も示されました。

また、保証の範囲について、「3年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当である」との記載があるが、保証の範囲は開示の基準全体に対して適用すべきであるのが大原則であり、制度として最終的にすべての開示情報を保証するという前提を何らか示していただくことが極めて重要である、という意見や、情報利用者としては、その範囲について将来的な拡大を期待しているため、早い段階で保証の範囲を明確化して認識を合わせておく必要があるのではないか、という意見も示されました。さらに、保証の担い手について、中間論点整理案の記載内容の修正を提案する意見も複数示されました。

引き続き議論が必要と思われる論点

中間論点整理案では、引き続き議論が必要と思われる論点について、以下のような方向性が示されています

図表15 中間論点整理案で示された引き続き議論が必要と思われる論点



※ CSRD では、連結ベースでの第三者保証付きの開示を行うことで、単体ベースでの第三者保証付きの開示義務の免除を受けることができるとされている。そして、かかる免除を受けるためには、親会社が所在する第三国（我が国）の法令に基づきオーソリゼーションを受けた保証提供者による第三者保証を受ける必要があるとされている

参考：金融庁ウェブサイト 第8回WG [資料1 中間論点整理（案）](#)（2025年6月27日）

委員からは、残された課題については、速やかに対応が必要、という意見や、中間論点整理案に、これまでのWGでどのような議論があり、残された課題は何か明確にするとともに、議論における資料を注記等に入れてはどうか、という提案も示されました。

以上

参 考 : [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第8回）議事次第：金融庁](#)

関連記事 : [第7回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

[第6回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

[第4回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループの概要](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ・リスク・アドバイザリー・合同会社、デロイト・トーマツ・コンサルティング・合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャル・アドバイザリー・合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツ・グループ・合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナル・グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナル・サービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバル・ネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナル・サービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（DTTL）、そのグローバル・ネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>